

佐伯市妊産婦健診交通費等支援事業

佐伯市では、近隣に産科医療機関のない妊産婦の心身への負担及び経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健診及び出産における交通費及び宿泊費を助成します。（令和6年4月1日以降の利用分から）

◆助成対象者(次の①、②いずれにも該当する者)

- ①佐伯市の住民基本台帳に記録されている妊産婦
- ②①の住民基本台帳に記録されている自宅から最寄りの産科医療機関又は医師の診断等に基づく転院後の産科医療機関までの距離が20キロメートルを超える妊産婦で、妊産婦健診等のために、当該産科医療機関を受診していること。(里帰り出産等により住所地以外から受診した場合は、対象外。)

◆助成対象期間

妊娠届出後の妊婦健康診査から産後おおむね1か月の産婦健康診査まで

◆助成回数

- ①妊婦健康診査 14回
(出産の遅れにより妊婦健康診査が14回を上回った場合は、助成回数を1週につき1回分を上限に上乘せする。)
- ②出産時 1回
- ③産婦健康診査 2回
- ④宿泊 5泊

◆助成金額

- ①タクシー以外:1回(1往復)当たり1,000円
- ②タクシー:助成対象者が実際に支払ったタクシー料金と、12,000円(1回(1往復)当たり)とのいずれか低い額。ただし、タクシーを利用する場合の助成は、2回分を限度とする。
- ③宿泊:助成対象者が実際に支払った宿泊料金と、1泊当たり5,000円とのいずれか低い額。

◆申請書類

- ①佐伯市妊産婦健診交通費等支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - ②母子健康手帳のうち、当該妊産婦健診等を受診したことが分かる部分の写し
 - ③交通費に係る領収書(タクシーを利用した場合) ※利用日、料金の記載必須。
 - ④宿泊に係る領収書(宿泊をした場合) ※利用日、1泊ごとの料金、宿泊者氏名の記載必須。
 - ⑤医師の診断等により産科医療機関に転院した場合は、医師の診断書又は紹介状等の事実を客観的に確認できる書類の写し
 - ⑥⑤の書類が提出できない場合は、自己申告書(様式第2号)
 - ⑦振込先口座確認書類(通帳の写しなど)
- ※領収書は、宛名が妊産婦のものに限る。

◆申請期限

妊産婦健診等に係る最終通院日の翌日から起算して6か月以内

◆申請・問い合わせ先 佐伯市健康増進課 電話：0972-23-4500

〒876-0844 佐伯市向島1丁目3番8号

佐伯市保健総合福祉総合センター「和楽」内 1階(奥の事務室)